(7)　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	405,961,500	0	405,961,500	0	
計	405,961,500	0	405,961,500	0	

(8)　補助金等の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
生産環境総合対策事業推進費補助金	13,885,000	0	0	0	0	13,885,000	
計	13,885,000	0	0	0	0	13,885,000	

(9)　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員数	支給額	支給人員数
役　　員	(442) 35,138	(1) 3	(0) 1,992	(0) 1
職　　員	(311,241) 1,260,857	(201) 163	(0) 101,066	(0) 4
合　　計	(311,683) 1,295,995	(202) 166	(0) 103,058	(0) 5

※注記　1．支給の基準

役員に対する支給の基準は、役員給与規程及び役員退職手当支給規程によっております。

職員に対する支給の基準は、職員給与規程及び職員退職手当支給規程によっております。

2．職員の給与支給人員数は、12ケ月の平均支給人員数によっております。

3．非常勤役員・非常勤職員については、(　) 書き外数で記載しております。

4．千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年11月１日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓ソの次に次のとおり改める。

ツ　冬期企画割引

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間に、(ﾆ)に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち大型車及び特大車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する１回の通行に係る料金の額は、次のとおりとする。

通　行　す　る　区　間	料金の額	
	大型車	特大車
道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳東インターチェンジから十勝清水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。ただし、道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジを除く。	4,700円	7,700円
道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳東インターチェンジから音更帯広インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。ただし、道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジを除く。	5,500円	9,050円
道東自動車道の夕張インターチェンジから十勝清水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。	2,550円	4,150円
道東自動車道の夕張インターチェンジから音更帯広インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。	3,150円	5,200円
道東自動車道の占冠インターチェンジから十勝清水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。	1,500円	2,450円
道東自動車道の占冠インターチェンジから音更帯広インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。	2,050円	3,400円

(ﾊ)　実施する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

(ﾆ)　適用インターチェンジ

道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳東インターチェンジから音更帯広インターチェンジの間の各インターチェンジ。ただし、道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジを除く。

別表３のうち、

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

	碇　ヶ　関
小　　坂	20.0

」を

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

		碇　ヶ　関
	小坂ジャンクション	14.1
小　　坂	6.9	20.0

」に改める。